

サポート契約書

(以下「甲」という。)と株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所(以下「乙」という。)は、WinAutomationを使用したシナリオ開発のサポートに関し、以下のとおり契約する。

第1条(目的)

本契約は、WinAutomationを使用したプロセス開発支援のための、乙が提供するサポートに関し、甲及び乙との間の権利義務関係を定めることを目的とする。甲は、乙が定めるサポート規約(以下「規約」という。)に同意の上乙のサポートの提供を受けるものとする。

第2条(サポートプランの申し込み・変更)

- 1 甲はサポートプランの申し込み・変更をする場合は、乙の指定する方法で行うものとする。
- 2 乙は甲が申し込みをしたサポートプランに基づき、規約に定めるサポート内容を提供するものとする。

第3条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、2020年 月 1日より1年間とする。期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以降この例による。
- 2 契約期間の中途に解約する場合又は解除となった場合は、甲は乙に対し、その月から契約期間満了までの月額料金を解約月の末日までに一括で乙の指定する方法により支払う。

第4条(支払)

- 1 甲は、サポートの利用料金として、規約に定める月額料金を乙が発行する請求書に従い、毎月末日締めで当月分を支払うものとする。
- 2 甲は、乙が指定する口座振替サービスを利用して支払うことを承諾する。
- 3 甲は本契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に1年あたり14.6%(1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による)を乗じた遅延損害金を支払う。

第5条(解除)

乙及び甲は、甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当する場合には、通知・催告等の何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがなされたとき
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがなされ、若しくは自らかかる申立てを行ったとき
- (4) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき

- (5) 資産，信用，又は支払能力等に重大な変更を生じたとき
- (6) 合併によらず解散したとき
- (7) 連絡が取れないとき，所在が不明になったとき
- (8) 財産状態が著しく悪化し，又はそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
- (9) 甲が本契約に定める料金の支払いを怠ったとき
- (10) 本件契約のいずれかの条項に違反したとき
- (11) 本契約を解除すべきと合理的に判断される事象が判明又は発生したとき

第6条（反社会勢力の排除）

- 1 甲及び乙は，相手方に対して以下に定める事項を表明し，保証する。
 - (1) 自ら又は自らの代理人若しくは本契約に関する取引先が反社会的勢力等（暴力団，暴力団員，右翼団体，反社会的勢力，その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味する。以下同じ）に該当しないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自ら又は第三者を利用して，次の行為をしないこと
 - イ．相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ．偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し，又は信用を毀損する行為
- 2 甲及び乙は，相手方が前項の表明保証に違反した場合には，何ら催告を要せずして，本契約を解除することができるものとする。なお，相手方が前項の表明保証に違反したことを理由として本契約を解除した当事者は，当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第7条（機密保持）

- 1 甲及び乙は，事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た業務上の秘密を，第三者に開示しないものとする。但し，既に公知の情報等についてはこの限りでない。
- 2 本条は，本契約が解除された以降においても継続して適用されるものとする。

第8条（管轄裁判所）

本契約及び規約に関連して甲乙間に生じたあらゆる紛争については，乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じたときは，甲乙信義誠実の原則に従い協議する。

本契約の締結を証するため，本書を電磁的に作成し，双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し，双方保管するものとする。

2020年 月 日

甲：

乙：山形県山形市東原町二丁目1番27号
株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
代表取締役 田 牧 大 祐